

キャッシュカード詐取被害と預金者保護法

大阪弁護士会 民暴委員会 副委員長
久保井総合法律事務所 弁護士 佐藤 高志

振り込め詐欺等の特殊詐欺の一類型にキャッシュカード詐取があります¹。

例えば、振り込め詐欺であれば、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づいて振込先の金融機関口座の取引停止を求める等の対応がありますが、キャッシュカード詐取の場合は同法の適用がないため、犯人が逮捕されない限り直接被害の回復を図る方法がありません。そこで、偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（以下「預金者保護法」といいます。）に基づく金融機関による補てん²を受けることができないかが問題になります。

この点、預金者保護法の対象となる「盗難カード等」は「盗取された真正カード等」（同法2条5項）であり、「盗取」とは、預貯金者の意思によらず、他人によって占有を奪われることを指します。預貯金者が真正カードの占有移転をした法律行為（意思表示）に瑕疵がある詐欺の場合には、預貯金者の意思が介在して占有が移転しているため「盗取」には該当しないとされており、同じく預貯金者の意思に反して占有を奪われたとはいえない横領や占有離脱物横領も「盗取」に該当しないとされています³。

もともと、暴行・脅迫により意思を抑圧されてキャッシュカードを奪取された場合（強盗被害）は、預貯金者の意思が介在してキャッシュカードの占有が移転したとはいえないため「盗取」に該当するとされており、強盗まで至らない恐喝の場合であっても、その暴行・脅迫の内容や程度によっては、預貯金者の意思が著しく抑圧されてキャッシュカードの占有が奪われる場合もあるため、強盗の場合と同視して「盗取」と評価できる場合もあ

¹ キャッシュカード詐取の手口については、第三銀行 (<https://www.daisanbank.co.jp/about/gaiyou.html>) その他の金融機関のウェブサイトをご参照ください。

² 預金者保護法は、盗難カード等が用いられたATMからの現金払戻被害について、預貯金者に重過失がないこと等の一定の要件のもとで一定額の補てんをすることを金融機関に義務づけています。金融機関が責任を負う金額は、金融機関に過失がなく、かつ、預金者に過失（重過失を除く。）がある場合は、補てん対象額の4分の3に相当する金額であり、それ以外の場合は補てん対象額の全額です（同法5条2項）。

³ 高見澤昭治ほか編『預金者保護法ハンドブック〔第1版〕』42～43頁（日本評論社，2006），遠藤俊英ほか監修『金融機関の法務対策5000講 1巻 金融機関の定義・コンプライアンス・取引の相手方・預金編〔第1版〕』1360頁（きんざい，2018）

り得るとされています⁴。また、詐欺の場合であっても、詐欺の実行行為である欺罔行為は、相手方の交付行為に向けられる必要があるところ、具体的な場面において、欺罔行為が交付行為に向けられたものか判断が分かれるものもあるため、金融機関としては、預貯金者から「騙し取られた」という申告がされた場合であっても、事実関係を十分に確認して預金者保護法の適用があるかどうかを吟味する必要があるとの指摘もされています⁵。

ちなみに、全国銀行協会の平成17年10月6日付け「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」では、預貯金者の重過失となりえる場合の例として、「本人が他人にキャッシュカードを渡した場合」を挙げつつ、「病気の方が介護ヘルパー……等に対して暗証を知らせた上でキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない」として、詐欺や横領の場合であっても預金者保護法が適用され得ることを前提とした説明をしており⁶、実際に、キャッシュカード詐取被害の案件でも預金者保護法に基づく補てんに応じている金融機関も一部存在するようです。

このように、キャッシュカード詐取被害には預金者保護法は原則として適用されませんが、例外的に預金者保護法が適用される余地もないわけではないようです。常日頃からキャッシュカード詐取被害を含めた特殊詐欺被害に遭わないように注意することが重要ですが、万一、キャッシュカード詐取被害に遭ってしまった場合には、例外的に預金者保護法の適用を受けることができる事案なのかどうかについて検討されても良いかもしれません。

以上

※ 本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※ 禁転載

⁴ 前注3)高見澤ほか・43頁

⁵ 前注3)遠藤ほか・1360～1361頁

⁶ 介護ヘルパー等が預貯金者本人からキャッシュカードを受領した時点で不正出金する意図があった場合には「詐欺」に、受領後に不正出金することを思いついた場合には「横領」に、それぞれ該当するため、本来であれば、これらの場合には「盗取された真正カード等」(預金者保護法2条5項)には該当し得ず、同法の適用は問題にならないはずですが、「偽造・盗難キャッシュカードに関する預金者保護の申し合わせ」では「重過失」の有無について言及しており、これらの場合であっても「盗取された真正カード等」に該当し得ることを前提にしているように読めます。